

## 記載要領

様式第4の口（第4条、第5条関係）

### 屋内貯蔵所構造設備明細書

事業の概要		1 例えば「塗料の製造を行うため貯蔵する」又は「灯油の販売を行うため貯蔵する」等と事業の主たる内容を簡記する。					
建築物の構造	階	数	建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>	
	壁	延焼の恐れのある外壁	柱		床		
		その他の壁	は	り		屋根又は上階の床	
注2	窓		出	入	口	階段	
						軒高 階高	m
建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造 注3		階	数	建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>
		建築物の構造概要					
架台の構造		注4					
採光、照明設備		注5					
換気、排出の設備		注6					
電気設備		注7					
避雷設備		注8					
通風、冷房装置等の設備		注9					
消火設備		注10					
警報設備		注11					
工事請負者住所氏名		注12					
						電話	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。

## 記載要領

### 屋内貯蔵所構造設備明細書

- 注 2 「建築物の構造」欄は、次により記入する。
- a 一棟規制の場合は、各項目に建物構造を記入する。
  - b 建築物の一部に設置する場合は、各項目とも製造所（一般取扱所）のように供する
    - ・部分の構造を記入するものであり、記入方法は次のとおりとする。
    - ・階数 - 設置する階を記入する。（例：5階建の2階部分）。
    - ・建築面積、延べ面積 - 設置する部分が単独で地盤面上にもうけられているとみなして面積を記入する。
    - ・屋根 - 上階（他用途部分）がある場合は上階の床の構造を記入する。
    - ・階段 - 専用部分がある場合はその構造を記入する。
- 注 3 「建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造」欄は、次により記入する
- a 一棟規制の場合は、記入しない。
  - b 建物の一部に設置する場合は、各項目とも建築物全体についての建物構造を記入する。
- 注 4 「架台の構造」欄は、架台の材質、設置台数を記入する。
- 注 5 「採光、照明設備」欄は、種別（窓、照明） 防爆構造の種別、数を記入する。
- 注 6 「換気、排出の設備」欄は、「回転式ベンチレーター 3 基、自動強制排出設備 2 基」等と記入する。
- 注 7 「電気設備」欄は、その種別、形式、個数、防爆、防水型等について記入する。
- 注 8 「避雷設備」欄は、例えば「JIS A 4 2 0 1 による突針 3 本」又は「独立架空地線による」等と記入する。
- 注 9 「通風、冷房装置等の設備」欄は、等と記入する。
- 注 10 「消火設備」欄は、例えば「第 3 種二酸化炭素消火設備（全域）」、「第 4 種（粉末 ABC 消火器 1 4 0 kg）× 2 」、「第 5 種（粉末消火器 6 k g）× 5」等と記入する。
- 注 11 「工事請負責任者住所氏名」欄は、工事を請け負う法人の名称及び住所並びに工事責任者の氏名、電話番号を記入する。